

# あわび ・ なまこ などを無断で とってはダメです！（厳罰化）

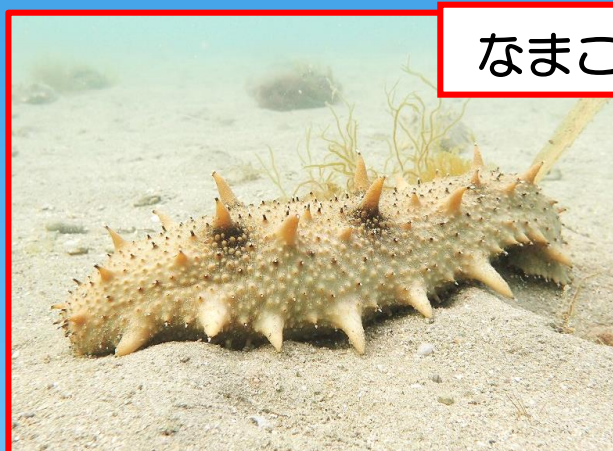
令和2年12月1日に漁業法が改正され、「あわび」と「なまこ」は「特定水産動植物」に定められ、漁業権又は許可等に基づかない採捕が禁止されました。

**これは漁業権設定の有無に係わらず、全ての水域で適用され、違反した者には、「3年以下の懲役又は3,000万以下の罰金」が科せられます。※1**

※1 採捕した量に係わらず「採捕行為」そのものが罰則の対象となります。



あわび



なまこ

## 【よくあるご質問等？】

- 自分で食べる目的で、1個や2個を獲ることもダメですか？
- 海に潜ったり、道具を使ったりしないで、素手だけで獲る場合もダメですか？
- 海遊びをしている時に、遊びで捕まえたりすることもダメですか？
- 知り合いの漁業者さんから、「少しぐらいなら獲っても良いよ」と言われた場合でも獲ってはダメですか？

## 【 回 答 】

- 「全てダメです！」。上段の記載にあるとおり、**漁業権又は許可等に基づかない採捕は一切認められません。**
- 「少しぐらいなら」、「遊びで獲る（後で逃がすつもりだった）ぐらいなら」、「周囲が獲っても良いと言ってるから」、「今まで特に注意をされたことがないから」など、一見、悪気がないように思われがちな採捕も「密漁」です。これらは、水産資源や漁業者の生産活動に深刻な影響を与える行為として、近年、各地で問題となっています。
- この度の漁業法改正にともなうルール変更や罰則強化等については、水産庁のホームページをご覧ください。



←水産庁の関連ホームページへのアクセスにはこちらのQRコードもご利用いただけます。

～ 県内の問い合わせ先について～

島根県庁水産課 0852-22-5315

浜田水産事務所 0855-29-5633